

―農商工連携ファンド（基金）組成によって生じた運用益を活用した助成金交付事業―

# ひょうご農商工連携ファンド事業助成金【今年度追加】募集要項

## 1 目的

ひょうご農商工連携ファンド事業助成金(以下「助成金」という。)は、兵庫県内の中小企業者等と農林漁業者との連携の促進及び地域経済の振興を図るため、魅力ある農業ビジネスの実現や市場のニーズに適応した新商品・新サービスの開発等の実現のために中小企業者等と農林漁業者の連携体が取り組む事業（以下「助成事業」という。）に対し、別に定める「ひょうご農商工連携ファンド事業助成金交付要綱」に基づき、事業の実施に必要な経費の一部を助成するものです。

なお、本事業は今回の【今年度追加】募集で最終となります。

## 2 実施主体

公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「センター」という。）

## 3 応募資格

助成事業の対象者は、中小企業者等と農林漁業者の連携体で、応募時に新商品の開発に取り組んでいる事業者又は令和2年9月までに取り組む予定の事業者とします。

※ 連携体とは、中小企業者等と農林漁業者が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを生かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行う者のことをいいます。

## 4 助成対象者

助成事業の対象者は、中小企業者等と農林漁業者の連携体とし、それらは次のいずれかに該当する者としてします。ただし、その代表者は兵庫県内に事業所を有する中小企業者等、兵庫県内に居住地又は所在地を有する農林漁業者のいずれかとします。

### (1) 中小企業者等

- ① 兵庫県内に事業所を有する独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項の規定に基づく中小企業者（みなし大企業及び農林漁業者を除きます。）

なお、みなし大企業とは以下のものをいいます。

- ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業者
  - イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に所属している中小企業者
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ② 兵庫県内に事業所を有する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2

条第2項の規定に基づくNPO法人で自ら事業を行う者（営利活動として実施する場合に限る。）等の中小企業者以外の者

## (2) 農林漁業者

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第2項の規定に基づく農林漁業者のうち、兵庫県内に居住地又は所在地を有する者

## 5 助成事業

兵庫県が策定する「ひょうご農商工連携ファンド」支援事業計画（以下「支援事業計画」という。）のめざす、魅力ある農業ビジネスの実現や、市場のニーズに適応した新商品・新サービスの開発等の実現のため、中小企業者等と農林漁業者の連携体が行うに掲げる事業とします。ただし、同一事業について国庫補助金及び県補助金を受けている又は受けることが決まっている場合は、本助成事業の対象とならないものとします。

- ①研究開発費：地域の農林漁業資源を活用した新商品の開発、新サービスの提供
- ②販路開拓費：研究開発にフィードバックするもの（営業や販売活動は含めません。）

## 6 助成対象経費

助成対象経費は、事業の実施に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる次に掲げる経費とします。

| 区 分   | 内 容                                                                                                                                                                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 研究開発費 | ①学識経験者等の専門家に対する謝金・旅費<br>②原材料費<br>③機械装置・工具器具費（試作開発のための購入・製造・借入費で、それらに付随する軽微な据付費を含む。）<br>④委託費（加工費、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費）<br>⑤産業財産権等取得費（知的財産権取得に要する弁理士等手続に関する費用）<br>⑥その他事業実施に必要不可欠で助成対象として特定できる経費 |
| 販路開拓費 | ①試作品等出展のための展示会等の会場費、出展料<br>②市場調査、技術コンサルタント料（外注に限る。）<br>③試作品等のための広告宣伝費、DVD・ホームページ作成費（外注に限る。）<br>④その他事業実施に必要不可欠で助成対象として特定できる経費                                                                             |

(注) ① 機械装置・工具器具費は、試作開発のために必要不可欠なものに限り、リース・レンタルを原則とします。

なお、やむを得ず試作後に生産に転用できる機械装置等を購入する場合は、センターが別に算定した「リース料相当額」を助成対象とします。

② 販路開拓費のみの申請は認めません。また、販路開拓費は、研究開発（試作品）にフィードバックするものを指し、商品化時の営業や販売活動は含めません。

③ 助成対象経費には消費税及び地方消費税を含めません。

④ 上表記載の経費に該当するものでも、例えば、事業の実施に必要な経費として明確に区分できないもの（連携体間での加工等の委託費、試作品を含む既存商品を同時に出展した場合の展示会等への出展料、助成事業以外の内容を含むホームページ作成費など）や領収書等の証拠書類が不足している経費などは、審査により対象外とすることや査定により減額することがあります。

## 7 助成率

助成対象経費の3分の2以内とします。

## 8 助成期間

最初の交付決定日から令和2年9月30日まで（最長で10か月）とします。ただし、助成期間外に行った事業や支払われた経費等は、原則、助成対象としません（今回募集の交付決定は令和元年12月初めを予定）。

## 9 助成限度額

助成事業に対する助成額の下限額及び上限額は、助成期間を通じた総額で50万円以上500万円以内とします。

## 10 助成事業の選定基準・審査

選定基準は以下のとおりとし、学識経験者等で構成する審査委員会で審査・選考を行い、予算の範囲内で助成事業を選定するものとします。

なお、審査等に当たっては、必要に応じて事前に現地調査、ヒアリング等を実施します。

①必要性

②新規性・革新性・優位性

③市場性

④実現可能性

⑤地域経済活性化への波及効果

## 11 選定案件等の通知

選定案件の決定後、申請者へは採択又は不採択の結果をセンターから通知します。なお、審査経過、選定結果の内容等についての問合せには応じません。

交付決定に当たっては、必要に応じて補正を命じることや、申請金額を減額して交付決定をすることがあります。

## 12 交付決定後のスケジュール等

### (1) 助成金の支払い

助成事業者は助成事業が完了したとき、完了日から30日以内に助成事業実績書等の提出を行います。

センターは実績確認し、交付すべき助成金の額を確定した後、助成事業者に対して助成金の支払いを行います（助成金は年度毎に中小企業者等と農林漁業者の連携体の代表者へ一括交付）。

### (2) 公表

助成事業は、原則、連携体の構成員名、事業名、事業概要、企業概要、事業進捗状況等について公表するものとします。

### (3) 事業成果等の報告

助成事業者は、助成事業完了後も助成金の交付の目的を達成するため、その事業化及び収益の拡大に努め、助成金交付年度以降の10年間を限度として、事業目標の達成度、売上高、収益等について、報告するものとします。

#### 〔事業目標〕

#### ① 短期目標

助成金交付後3年以内に事業化（※）すること。

※「事業化」とは「開発した新商品についての売上が計上されること。」をいう。

#### ② 長期目標

事業化を果たした年度を基準として、事業化7年後（2028年度）の売上高の増加率

中小企業者等 4%以上

農業漁業者 2%以上

### 13 応募方法

#### (1) 受付期間

令和元年6月3日（月）から8月30日（金） 最終日 16 時必着

#### (2) 申請に必要な書類

- ① ひょうご農商工連携ファンド事業助成金交付申請書（別記第1号様式）
- ② 助成事業計画書（申請書添付書類様式1－1、1－2）
- ③ 収支予算書（申請書添付書類様式2）
- ④ 申請者及び連携体の概要（申請書添付書類様式3）
- ⑤ 定款、寄付行為、商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書（申請者全員）
- ⑥ 最近2カ年の財務諸表の写し又は所得税（個人事業者の場合）の申告書の写し（申請者全員）
- ⑦ 反社会的勢力の排除に関する誓約書（申請書添付書類様式3－2）
- ⑧ その他（事業計画の内容のわかる資料、経費の積算根拠のわかる資料等必要書類）

#### (3) 提出先

申請に必要な書類をセンターへ持参又は郵送により提出してください（申請様式はセンターホームページからダウンロード可）。なお、提出された書類は返却しません。

受付時に事業内容の確認等で時間を要する場合、不備により受付できない場合などがあるため、できるだけ申請書提出前にご相談ください。

センターの受付時間は、土・日・祝日を除く9時から17時（最終日は16時）。

### 14 問合せ・提出先

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1－8－4 神戸市産業振興センター2階

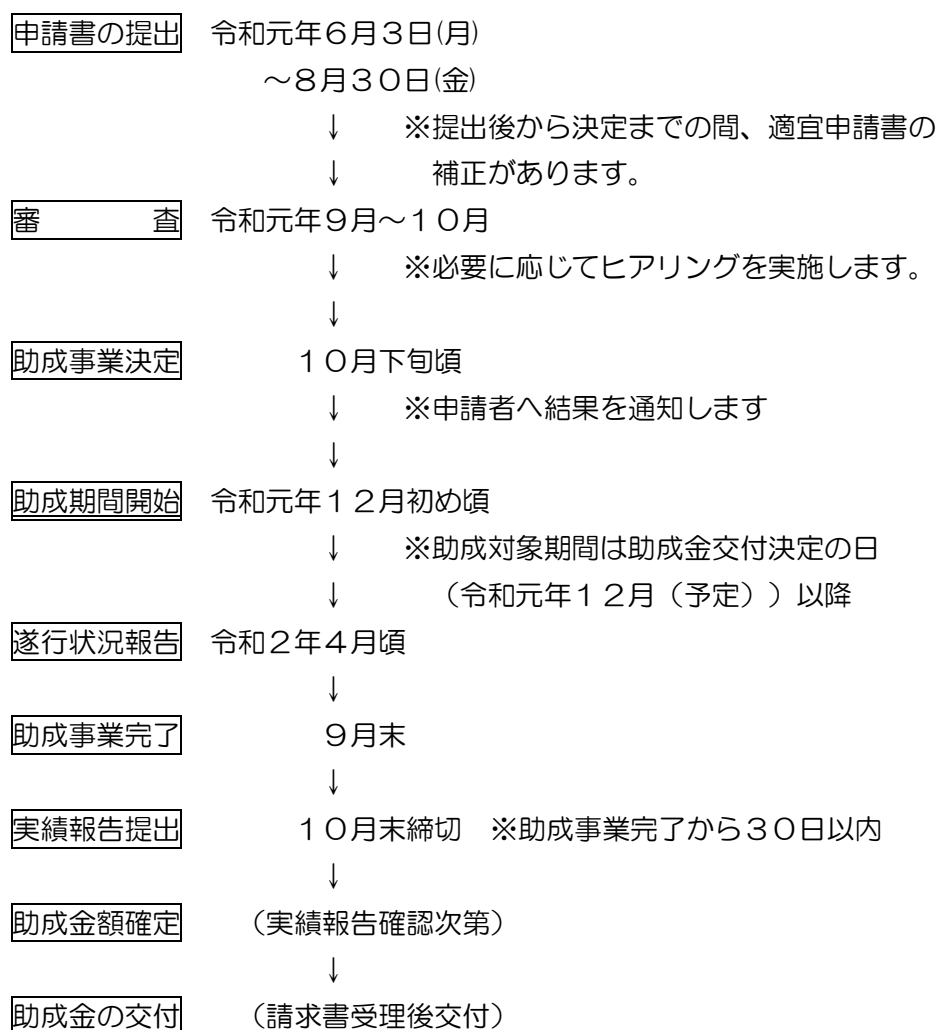
公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課

TEL：078-977-9072 FAX：078-977-9112

E-Mail：shinjigyo@staff.hyogo-iic.ne.jp

[URL] <http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/renkeifund>

## 15 参考：助成金交付までの流れ（予定）



# 申請書式

① ひょうご農商工連携ファンド事業助成金交付申請書（別記第1号様式）

② 助成事業計画書（申請書添付書類様式1－1）

中期収支計画（申請書添付書類様式1－2）

③ 収支予算書（申請書添付書類様式2）

支出明細書（申請書添付書類様式2にかかる参考様式）

④ 申請者及び連携体の概要（申請書添付書類様式3）

⑤ 反社会的勢力の排除に関する誓約書（申請書添付書類様式3－2）

【参考】申請書記載例（支出明細書を除きます。）